

# 第1部 公共空間の信用 先史と古代の金融

2021年4月13日：物々交換の世界とは？

名古屋大学 経済学研究科 齊藤 誠

# 古代の金融の風景

- **現代の金融の風景とはまるで違う！**
  - 「**個人対個人の取引**」に対する「**集団対集団の取引**」
  - 「**取引の秘儀性・密室性**」に対する「**取引の儀礼性・公開性**」
  - 「**見知らぬ者同士の交換**」に対する「**知った者同士の交換**」
  - 「**貨幣を介した取引**」に対する「**信用を介した取引**」
- **モノとヒトとの関わりが全然違う！**
  - 近現代：**ヒトとモノ**は全くの別物
  - 古代：**モノとヒト(の集団)**とは混然一体

# この講義の最終的な目標

- 人類史において通貨が革命的な影響を及ぼした契機は？
  - 紀元前7世紀、リディアにおける硬貨の誕生
  - 18世紀初頭までに生まれた預金通貨(中央銀行券を含む)
  - 21世紀に生まれた暗号通貨
- 文学と経済
  - リディアの琥珀金貨とギュゲスの物語
  - 紙幣とゲーテのファウスト
  - 暗号通貨の物語は？
- 政治、経済、宗教のつながり
  - 平等をめぐる...

# 現代の経済学者(私たち)の「おカネ」のイメージ

- 物々交換の困難からおカネが生まれた？
  - 「ヒト甲はモノ1をモノ2と交換したい」、「ヒト乙はモノ2をモノ1に交換したい」とは(欲望の二重の一致)、なかなかならない。
  - 「ヒト乙はモノ2をモノ3に交換したい」ならば...
    - ヒト甲:モノ1⇒おカネ⇒モノ2
    - ヒト乙:モノ2⇒おカネ⇒モノ3
- ということは、おカネは、経済の賜物？
  - それにしては、神秘的すぎる...
    - もしかすると、宗教的な起源があるのではないか。
  - それにしては、政治のニオイがプンプンする...
    - もしかすると、国家が起源に関わっているのではないか。
- 実は、宗教、政治、経済の立ち位置は、古代から近代にかけて大きく変わった。
  - 宗教の政治からの分離
  - 経済の政治からの分離
  - 宗教による経済秩序の尊重
  - しかし、現代にいたって、再び揺れ動いている。

# アダム・スミスの記述した未開社会の交換(1)

おそらくこの目的のために、さまざまな商品が**つぎつぎ**と考えられ、また使用されてきたようだ。社会の未開時代には、**家畜[牛や羊]**が交易の共通の用具であったといわれている。家畜はそのような用具としてはたいへん不便なものだったにちがいないが、それでも昔は、物の価値が、それと交換される家畜の頭数にしたがって示された場合が多い。ディオメデス[ホメロスの『イリアス』のなかの英雄の一人]の鎧は**牡牛**九頭にしか値しないが、グラウクスのそれは、**牡牛**百頭に値する、とホメロスはいつている。アビシニアでは、**塩**が商業と交換の共通の用具であったといわれる。インドの海岸のある地方ではある種の**貝殻**が、ニューファウンドランドでは**干鱈**が、ヴァージニアでは**煙草**が、わが西インド植民地のあるところでは**砂糖**が、また他の国々では**生皮**または**なめし皮**が、共通の用具だといわれている。そして私の聞くところでは、今日スコットランドのある村では、職人が貨幣の代わりに**釘**をもってパン屋や居酒屋にでかけることもめずらしくないという話である。

アダム・スミス; 大河内一男. 国富論I (Kindle の位置No.1147-1157)

## アダム・スミスの記述した未開社会の交換(2)

しかしながら、どこの国においても人々は、反対しようのない理由から、貨幣として用いるために、他のあらゆる商品に勝るものとして最終的に**金属類**を選ぶことにきめたように思われる。金属類ほどもちのよいものは他にないのであって、金属は他のどんな商品にくらべても保存による損耗が少ないばかりか、なんの損失もなしに任意の数の部分に分割できるし、またこの分割部分は、損耗なしに溶解によってふたたび容易にひとつにすることもできる。この性質こそ、同じように耐久性のある他のどんな商品にもないものであり、そしてこの性質が、他のどんな性質にも勝って、金属類を商業と流通の用具に適するものにしてているのである。たとえば、塩を買いだめしたいと思うのに、それと交換に与えるものを家畜しかもっていない人は、牡牛まる一頭分、または羊まる一頭分の価値で、塩をいちどきに、やむなく買ってしまわなければならないにちがいない。かれが塩と引換えに与えるはずのものは、損耗なしに分割されることはまずありえないから、かれがこれよりも少量を買うことは滅多にできないことだろう。また、もしかれがもっと多量に買おうという気になったとすれば、同じ理由で、かれは二、三倍の量、すなわち二、三頭の牛、または二、三頭の羊の価値分の塩をやむなく買ってしまわなければならないにちがいない。これに反して、もしかれが羊または牡牛の代りに、塩と引換えに与えるべき金属類をもっていたなら、かれはこの金属の量を、さしあたり必要としている商品の正確な量に、容易に釣り合わせることもできたであろう。

アダム・スミス; 大河内一男. 国富論I (Kindle の位置No.1147-1157)

# 経済学者が想定するような物々交換は、人類史において発見されていない！

- よそ者同士の取引
  - 騒々しい物々交換
  - 静かな、あるいは沈黙の物々交換
- **物々交換⇒貨幣取引ではなく、  
貨幣取引の普及⇒物々交換の一時的出現**
  - “Cigarettes as currency” by Senn

# 騒々しい物々交換 よそ者同士の一触即発の物々交換

- ブラジルのナンビクラウ族、バンド(数十人から百人程度の居住集団)と他のバンドの物々交換
- オーストラリア西アーネムランドのグヌィング族、ザクラマの交換儀式
- パキスタン北部のパシュトゥン語族の物々交換(アダール-ハダル)

# 静かな、あるいは沈黙の物々交換

ヘロドトスが記したケースでは、カルタゴの商人が海路交易地に到達すると商品(とよんでおいてもいいであろう)を浜辺にあげていったん船に戻るが、この時合図の狼煙を上げる。次にアフリカ人が出てきて、品物に対応すると思われる黄金を置いてまたいったん退く。再びカルタゴ人が出て来て、金の量を調べ、満足すれば品物を置いて去るが、少ないとみればまた船にそのまま引き返し、金が増やされるのを待つのである。これとまったく同じ形式の海上側と陸上側の交易が、西アフリカ・ブランコ岬付近の黒人や、北ドイツの商人とリヴォニアの住民との交渉にみられると、P・J・H・グリアソンが述べている。このグリアソンは、一九〇三年に名著『沈黙交易—人間の交渉の初期の歴史についての一研究(2)』[55]を著わし、全世界に広がるこの一風変わった通商のあり方の情報をまとめ、紹介した。日本でもこの書の名は早くから高く、しばしば人類学者、民族学者の利用するところであった。けれども、経済学者や社会学者がこの書に注目したとか、沈黙交易の意味を重要だと考えたとかいうことはなかった。

栗本慎一郎. 経済人類学 (講談社学術文庫) (Kindle の位置No.1473-1483)

日本には実は、世界的にみてヘロドトスの記述に次いで古いと思われる沈黙交易の報告がある。それは、『日本書紀』斉明天皇六年(六六〇年)三月の条である。阿倍比羅夫と考えられる将軍が、肅慎(しゅくしん)国の船団と戦い、これを伐つのだが、開戦前に阿倍は武器をも含む品物(鉄、綵帛＝五色に染めた絹、など)を浜辺に積んでそれを誇示した。何の為か？そこに武器が含まれていることは、平和裡に行動をとることを前提にしているわけだし、その浜辺からいったん退くことは肅慎人が日本人と接触せずに品物を調べることを可能にさせるためであることがわかる。肅慎人は一度は、彼らの衣類と置かれていた単衣とを取り換えて身に着け、布を持って船に帰った。ここで、単衣と何かを交換はしているが、本来的な肅慎側からの対価があるとすればこれからだったのだろうが、何の理由からか肅慎人はいったん持っていった品物をわざわざ返しにきて、交易しようという阿倍の説得にここでは応じなかった。おかしいことには、その後に彼らの側から和議を申し出たが駄目で、ついに戦いとなり日本側が勝利を収めたということらしい。肅慎とは、沿海州の一部族(ツングース系)とか、蝦夷の一部とかの説があり、この事件の舞台もまた確定はされない。いずれにしても、同じ『日本書紀』の欽明天皇五年(五四四年)十二月の条にあるごとく、日本人にとって肅慎人が「鬼魅なりと言して、敢て近づかず」という存在、すなわち「異人」であったことは確かなようである。

栗本慎一郎. 経済人類学 (講談社学術文庫) (Kindle の位置No.1577-1592)

ところで、日本に関係するところでは、『日本書紀』の記述のほかに、アイヌ同士（北海道アイヌと千島アイヌ）が千島の海浜で沈黙交易を行っていたことも注目される。新井白石の『蝦夷志』（享保五年（11）〔一七二〇〕）がその出典である。北海道から千島へと航海したアイヌ人は、沖あいに船を停め、村人たちが山に隠れてしまつて無人となった浜辺に商品を置いて船に戻る。すると村人が、商品を取り、対価を置いてまた去る。北海道アイヌは、再び浜辺に来たり対価をとるのである。この海浜での交易法は、まったくヘロドトスの記述に近いものである。そこにおける特段の中止が述べられていることはないが、日本およびアイヌ文化にはユニークな交易の中絶について報告がある伝承がある。

まずアイヌにおいては、コロポックルとの沈黙交易の伝承である。コロポックルとは、アイヌ伝承に登場するフキの葉の下に隠れるほどの小人であるが、和人に追われて北海道の地に来たアイヌのさらに先住民の表象かと思われる。彼らは土をもって椀を作ることに巧みで、それをアイヌの家へ携えて来て食物などと交換したというのだが、窓から手だけを入れてやりとりをし、けっして姿を見せなかった。しかし、あるとき、アイヌが無理にその女を引き入れてつかまえ、その後交易は跡絶えたという。コロポックルが持って来たのは、土製の椀、鉄の鍋などである。

栗本慎一郎. 経済人類学 (講談社学術文庫) (Kindle の位置No.1661-1674)

# 峠の交易(中里介山『大菩薩峠』)

萩原から米を持って来て、妙見の社へ置いて帰ると、数日を経て小菅(こすげ)から炭を持って来て、そこに置き、さきに置いてあった萩原の米を持って帰る。萩原は甲斐を代表し、小菅は武蔵を代表する。小菅が海を代表して魚塩(ぎょえん)を運ぶことがあっても、萩原はいつでも山のものです。もしもそれらの荷物を置きばなしにして冬を越すことがあっても、なくなる気づきはない——大菩薩峠は甲斐と武蔵の事実上の国境であります。

# 「貨幣を介した取引」に先行する「信用を介した取引」

- 鑄貨が誕生したのは、たかだか紀元前7世紀のリディア（現在のトルコ領）
  - それまで、物々交換以外の売買取引はなかったというのであろうか？
- 売買取引の2つの対照的な解釈
  - 物々交換：売り手のモノと買い手のモノ（現在では、貨幣）の交換
  - 貸借（信用）取引：買い手は買掛債務を負い、売り手は売掛債権を有する。
- 4月20日の講義で「**信用を介した取引**」が先史より先行してきたことを明らかにする。

# 割符(債務返済の約束)の意味 文字に先行する借用証書

- 割符を意味する symbolon (symbola) は、象徴 (symbol) の語源。
- 一つのを二つ(対)に割って、再び一つに戻す。
  - 一方が他方を意味する。
  - 割符と言語のアナロジー
- 割符は、公の場で(証人の前で)口頭によって表明された債権・債務関係(ひとつの人間関係)を表した。
  - 衆人環視のもとで、口頭で表明された約束を、記号(必ずしも文字ではない)に変換する。

# 証人に見守られた取引風景(その1)

- メラネシアのトリブリアンド諸島の住民の取引(クラ取引)、マリノフスキーの研究
  - クラでの贈与行為は、それ自体としてきわめて儀式ばった様相を呈してる。受け手のほうは、贈り手が物を足元に投げ出してもそれには見向きもせず、つまらぬ物を、というあつかいで、投げ与えられてしばらくたってから、ようやくそれを手にとるありさまである。贈り手のほうはというと、へりくだった風情を大袈裟に示す。ホラ貝の音にのって、恭しく贈り物をもってくると、残り物しかあげられなくてすまない、と言って詫びた上で、クラでの競合相手でありパートナーでもある相手の足元に、贈り物を投げつけるのである。この間、**ホラ貝の音と弁者の口上が、その場の全員に対して引渡の儀式的性格を印象付けている。**
  - マルセル・モース著、森山工訳、『贈与論 他二編』(岩波文庫)、146頁。

# クラ制度

マリノフスキーは、トロブリアンド諸島におけるクラ制度について、次のように語っている。「クラとは、部族間で広範に行われる交換の一形式である。それは閉じた環をなす島々の大きな圏内に住む、多くの共同体の間で行われる。この環はニュー・ギニア東端の北および東にある多数の島を結ぶ線によって表される。このルートに沿って2種類の、また2種類に限る品物が、常に時計の針の方向と逆方向に回っている」(Malinowski [1922] 邦訳121ページ)。ここで、2種類の品物とは、前節でモースが指摘したソウラヴァ(soulava)と呼ばれる赤色の貝の首飾りであり、もう一つは、ムワリ(mwali)という白い貝の腕輪である。これら2種類の品物は閉じた環の中を動いていく間に、種類の異なるいろいろな品物と出会い、それらと交換される。こうしたクラにおける品物の移動、取引の細部は、すべて一定の伝統的な規則と慣習によって決められ、規制されており、またクラの行事のいくつかは、念の入った呪術儀礼と公式の儀式を伴うとされている。

# 証人に見守られた取引風景(その2)

## ・ゲルマン法における貸借

- 第二の特徴は、**担保を受け取ることの危険性**を明らかにするものである。なぜなら、みずからを賭すのは、担保を差し出す者だけではないからである。担保を受け取る者もまた、みずからを縛ることになるからである。トロブリアンド諸島の貰い手とまったく同じように、担保の受け手は担保として与えられる物に警戒の態度をとる。そのためその物は、それがルーン文字やさまざまな刻み込みをつけられたフェストゥカ・ノタタ(訳注:印を刻まれた棒)の場合には、受け手の足元に投げ出して与えられる。あるいはそれが割符である場合には(受け手はその片割れを保管しておいたり、しておかなかったりするわけであるが)、受け手のほうはそれを地面の上で受け取るか、もしくは胸元で受け取り、手で受け取ることはない。儀式はその全体において、**挑戦と警戒の形式を備えており、挑戦と警戒の双方を表現**している。英語では、今日においてさえ、throw the gage(訳注:gageは抵当物や担保の意味)という表現は throw the gauntlet(訳注:gauntletは甲冑の手袋の意味)に相当している。それというのも、担保は与えられた物として、「ともに=応じ合う者」どうしである二人の双方にとって危険をはらんでいるからである。
- 『贈与論』、385頁から386頁。

# 証人に見守られた取引風景(その3)

## • 古代ローマの取引儀式

- 法的な形式主義ということそのことが、物の重要性を証している。ローマ市民法においては、財の引渡は日常的なことでも世俗的なことでも単純なことでもなかった(重要な財は奴隷と家畜であり、のちになってこれに不動産が加わった)。引渡は常に儀礼的な方式に則っておこなわれ、相互的であった。そして、依然として集団的におこなわれていた。五人の証人がおり、あるいは少なくとも五人の友人がいて、それに加えて「秤持ち」がいた。わたしたちが引渡を捉えるときには、純粹に法的に、また純粹に経済的に捉えるけれども、そのような近代的な諸観念とは無縁のさまざまな観念が引渡に絡まっているのである。
- 『贈与論』、312頁。

# 最後に、モノとヒトとの境界を探ってみよう

- おカネは、モノの取引のためなのか？
- 実は、そもそものおカネ(原始貨幣)は、**ヒト**、あるいは、**ヒトに近いモノ**の取引に用いられていた。

# 古代ローマにおけるヒトとモノのあいまいさ

- **もともとは、物それ自体が人格と力能を備えていたのに違いない。**物は、ユスティニアヌス法(6世紀前半に成立)やわたしたちの法が考えるような無機質の存在者ではない。まず、それは家族の一部をなしている。**ローマのファミリアは、人だけでなくレス(物)をも含んでいた。**『学説彙纂』(がくせつuisan)にも、まだそのような規定の仕方を見ることができる。極めて高い注目すべきなのは、古代へ遡れば遡るほど、ファミリアという語がファミリアの一部をなすレスをも意味として指し示すようになることで、もっとも古くにはこの語が家族の食糧や諸々の生活手段をもさすほどであった。
- 『贈与論』、314頁。

# ヒトとモノとの強い結びつき

- 次いで、物には二つの種類があつて、**ファミリア**と**ペクニア**とが区別されていた。**ファミリアとは家に属する物**(奴隷、馬、ラバ、ロバ)であり、**ペクニア**とは家畜小屋でではなく、そこから遠く離れた野に暮らす家畜群である。さらにまた、**手中物**(レス・マンキビ)と**非手中物**(レス・ネグ・マンキビ)とが、**売買形式に応じて区別されていた**。前者は貴重財であつて、そこには不動産や子供さえもが含まれており、**握取行為**(マンキパティオ)、すなわち手に握り取るという方式を経なくては譲渡されえないものである。(中略)**握取行為を必要としないもの**(非手中物)はまさしく野にある小型家畜であり、**ペクニアすなわちお金**であつた。(中略)すなわちそれ(ファミリア)は、「家(メゾン)」に恒常的に存在し、それを本質的になりたたせている財と、そこを通過するだけの一過性の財との区別である。一過性の財とは、食糧や遠くの牧草地の家畜群、金属やお金であつて、いまだ家父権の従属下にある息子でさえ、結局それらについては取引を商うことができたのであつた。
- しかし、徐々に**ファミリアもペクニアによって交換されていくようになる...**

# 「贈与されたモノ」が現在の所持者を束縛し、 「手放したモノ」がかつての所持者を束縛する。

- (中略)レスとは何よりもまず、他人を喜ばせるものであったはずなのだ。物は家族の所有財であることの証を印象でしるされていた。したがって、これらのマンキピ物(手中物)については、儀式的な方式に則った引渡、すなわち握取行為が法的な縛りを生み出すということは理解できる。なぜなら、**「受領者」の手中にありながらも、そのものは依然として、部分的に、また一時的に、はじめの所有者の「家族」のものでもあり続けているからである。それは相変わらずその家族に縛りつけられており、それと同時に現今の所持者をも縛りつけている。**この状態は、現今の所持者が契約の履行によって解放されるまで続く。契約の履行とはすなわち、物や価格やサービスを対価として引渡すことである。**それによって今度は逆に、契約当事者のはじめの一方が縛られることになるのである。**
- 『贈与論』、316頁から318頁。

# 原始貨幣や古代硬貨が担ったヒト、あるいは、「ヒトに近いモノ」の取引

- **1.5gの琥珀金貨一枚**で**10頭の羊**が取引できた！（Grierson, 1978, *The Origin of Money*）
- 原始貨幣が人間関係や「ヒトに近いモノ」を媒介するケース
  - **ティブ族**（ナイジェリア中部）は、**真鍮棒**を**牛や馬などの家畜**と交換した。大量の真鍮棒によって**妻**を獲得することもあった。
  - **ヌアー族**（南スーダン）は、殺人した者の家族が殺害された者の家族に**償い**として**牛**を渡した。
  - **イロコイ六部族**は、殺人した者の家族が殺害された者の家族に**償い**として**ウォンパム**（貝殻玉）を渡した。
  - **レレ族**（コンゴ）の間では、成人、結婚などの人間関係の際に、あるいは、罰金や治療に際して**ラフィア布**（小口用）や**カムウッド棒**（大口用）を贈った。（メアリー・ダグラス、『汚穢（けがれ）と禁忌』）
- 原始貨幣が共同体内の暴力の抑止となる。
  - モース、贈与論、1925年、山田吉彦訳、1943年。

# 「貨幣で支払う」にまつわる共同体の記憶

- pay の語源は、pacify、make peace with。殺害されたものとその家族への償い。
- pecunia (貨幣) の語源は、pecus (家畜)。
- 日本でも(福田徳三「祓除ト貨幣ノ関係ニ就イテノ愚考」から孫引き)
  - 「上古罪過アル者ニ**祓物**(はらえもの)ヲ課シテ以テ其罪ヲ償ハシメ, 海山ノ幸ヲ相易(か)エシ事ナトモ即(すなわち)交易ノ義ナリ」(横山由清)
  - 「今俗ニ物ヲ買タル直(あたい、値と同源)ヲ出スヲ払フトモ払ヒヲスルトモ云ハ、**祓除**(はらい)ノ意ニアタレリ。又コレヲ済マスト云モ, 令(すます)レ清(きよむ)ノ意ニテ, 祓除ノ義ニ通ヘリ」(本居宣長『古事記伝』)

# ヒトとモノとの固い結びつき 債務帳消しの原理

- 債務を返済しなかった債務者は、その代償として債権者に、自分の“家族”（妻、子供、奴隷、家畜、土地）、時には、自分自身（債務奴隷）を渡さざるをえなかった。
- 債務不履行によって、固く結びついていたヒトと（ヒトに近い）モノが切り裂かれてしまった。
- ヒトとモノとの固い結び付きは、社会秩序の基盤になっていたので、債務危機の時代には、権力者が債務帳消しを命じて、従来のヒトとモノとの固い結びつきを回復させた。